

下松市告示第87号

下松市都市空間情報デジタル基盤構築業務委託公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告します。

令和8年5月15日

下松市長 國 井 益 雄

1 業務概要

(1) 名称 下松市都市空間情報デジタル基盤構築業務委託

(2) 業務内容

別紙2「下松市都市空間情報デジタル基盤構築業務委託特記仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 履行期間 契約締結の翌日から令和9年3月31日まで

(4) 委託料の上限

10,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※上記金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、提案内容の規模を示すためのものであることに留意すること。

2 参加条件等に関する事項

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たしている者とする。

(1) 単独企業として参加する場合

ア 参加表明書の提出時点において、「令和7・8年度下松市競争入札参加資格者名簿（測量・建設コンサルタント等）」の測量（以下「参加資格者名簿」という。）に登録されている者又は参加資格者名簿に未登録の者にあつては、受託候補者となった場合に参加資格者名簿に登録できる者であること。

イ 過去5年間（令和3年4月1日から）で、全国における下記同種業務（※1）を、元請として受注した実績を有する者であること

（※1）国土交通省都市局のProject PLATEAUに準じた3D都市モデル整備
若しくは、その他地方公共団体における3D都市モデル整備

ウ 仕様書に定める配置予定技術者の要件に基づき、管理技術者、照査技術者、担当技術者をそれぞれ配置できること。なお、各技術者は受注者と直接かつ恒常的な雇用契約を結んでいること。また、各技術者は同一の者が兼ねることができない。

エ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。

オ 参加申込書の提出期限から優先交渉者の選定までの間に、下松市において

指名停止期間中でないこと。

カ 役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下 同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者でないこと。

キ 会社更生法（平成14年法律154号）に基づき更生手続開始の申立がなされている者、破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続開始の申立がなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立がなされている者でないこと。（再生手続開始決定がなされ、競争参加資格の再認定を受けた者を除く。）

ク 参加申込書に虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者でないこと。

ケ 不正な手段を用いて本事業を誹謗し、又は事業の公正な進行を妨げる者若しくは妨げた者でないこと。

コ 国税（法人の場合は法人税並びに消費税及び地方消費税）及び地方税（下松市の市税）について滞納がないこと。

(2) 共同企業体として参加する場合

ア 共同企業体を組織して本プロポーザルに参加しようとする場合は、個々の構成者が上記の単体企業として参加する場合の参加要件を満たしていることを条件とする。

イ 共同企業体として参加する場合は、参加表明書の提出までに共同企業体を組織し、共同企業体の設置に関する協定書（任意様式）を参加表明書の提出時に添付すること。

ウ 構成者の中から共同企業体の代表企業を定めることとし、個々の構成者（代表企業を含む。以下同じ。）は、本事業に係る単独企業として、又は別の共同企業体の構成者として応募することはできない。

3 手続

別紙1「下松市都市空間情報デジタル基盤構築業務委託公募型プロポーザル実施要領」（以下「実施要領」という。）のとおり。

なお、仕様書、実施要領、評価基準、各種様式は下松市ホームページで公表するので、適宜ダウンロードすること。

4 担当部署

下松市建設部市街地整備課

〒744-8585 下松市大手町三丁目3番3号

電話 0833-45-1855

FAX 0833-45-1830

メールアドレス shigaichi@city.kudamatsu.lg.jp